

獣医師職の実務

～生活環境部に所属する場合～



はちすけ
秋田県動物愛護センター
マスコットキャラクター



あきにゃん
秋田県動物愛護センター
マスコットキャラクター

◆ 獣医師職の配属先について

獣医師の仕事は、大きく公衆衛生分野と家畜衛生分野に分けられます。本県では、公衆衛生分野については「生活環境部」、家畜衛生分野については「農林水産部※」が担当しており、それぞれの中で配属先が決まります。

生活環境部に所属する場合、生活衛生課(本庁)のほか、各地域振興局(保健所)、食肉衛生検査所、動物愛護センター、健康環境センター等の機関に配属され、勤務することになります。

※農林水産部の獣医師の実務については別ファイルをご覧ください。

生活環境部

○ 生活衛生課(本庁)

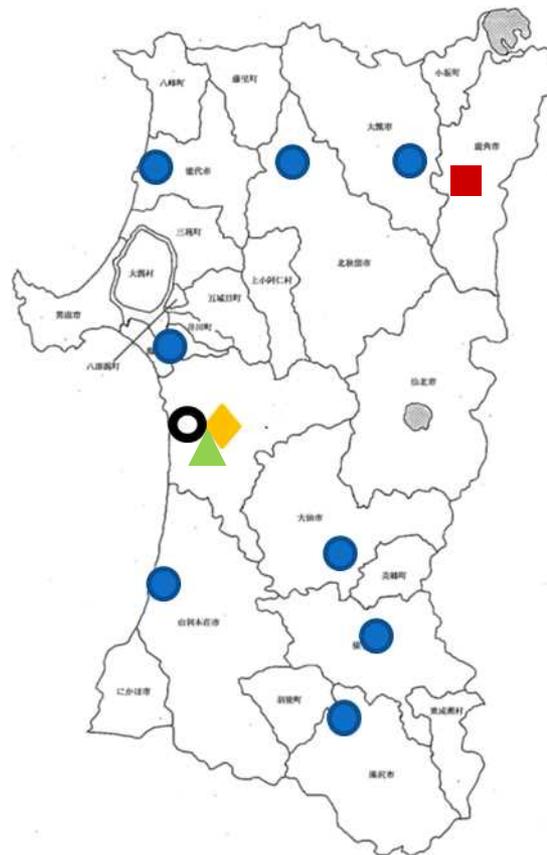
■ 食肉衛生検査所

▲ 動物愛護センター

◆ 健康環境センター

地域振興局

- 福祉環境部(保健所)
県内8カ所
(大館、北秋田、能代、秋田中央、由利本荘、大仙、横手、湯沢)



◆ 獣医師職(生活環境部所属)の主な業務内容

業務内容は、県民生活に関わる食品衛生や環境衛生に関すること、動物愛護管理に関することから、試験研究まで、非常に多岐にわたります。

その内容は、配属先により異なり、法令に基づく許認可事務や監視指導、講習会の開催などによる普及啓発や窓口相談など様々ですが、大きく、次の6つに分類できます。

1 食品衛生

- ・食品営業施設の許可・監視指導
- ・苦情・相談対応
- ・食品検査(収去検査)
- ・食中毒調査

など

2 狂犬病予防

- ・犬の登録、狂犬病予防接種の啓発
- ・狂犬病予防に関する知識の啓発
- ・狂犬病(疑い)発生時の対応
- ・関係機関との連携

など

3 生活(環境)衛生

- ・旅館、公衆浴場、興行場施設の許可
- ・理容所・美容所の開設
- ・クリーニング所の開設
- ・化製場※等に関する事

など

4 動物愛護管理

- ・犬猫の収容、譲渡
- ・動物の適正飼養に関する指導・啓発
- ・動物取扱業の登録・指導

など

5 食肉衛生

- ・と畜場におけると畜検査
(生体検査、解体後検査等)
- ・と畜場・食鳥処理場の許認可
- ・と畜場・食鳥処理場の衛生管理

など

6 試験検査・研究

- ・食品等の検査
(細菌、理化学、ウイルス検査等)
- ・食品等の衛生に関する調査研究
- ・人と動物の共通感染症検査

など

※ 獣畜の肉、皮、骨、臓器などを原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造する施設。

配属先での主な業務(1)

生活衛生課:本庁業務

本庁にある生活衛生課では、各保健所や食肉衛生検査所、動物愛護センター、健康環境センターにおける業務が円滑に行われるよう、県全体の事業計画の作成・管理や業務実績の取りまとめのほか、国や他自治体との連絡調整などを行っています。

また、食品衛生や動物愛護管理に関する規制又は制度について、新しく設ける必要があるかどうかや、既にあるものが現状に合ったものかどうかなど検討し、その改正に取り組むことも業務の一つです。

(1)食品衛生関係

- ・食品衛生監視指導計画の策定
- ・秋田県HACCP認証制度普及促進
- ・食品安全推進委員会の開催



食品安全推進委員会



動物愛護推進協議会

(2)動物愛護管理関係

- ・動物愛護管理推進計画の策定
- ・動物愛護推進協議会の開催



狂犬病発生時対策本部
(演習)



動物愛護フェスティバル

配属先での主な業務(2)

地域振興局(保健所):衛生指導等

(1)食品衛生業務

- ・食品営業施設の許認可
- ・監視・指導
- ・食品に関する普及啓発(講習会・研修の開催)
- ・食品検査・食中毒調査
- ・苦情・相談対応 など

(2)狂犬病予防業務

- ・狂犬病予防に関する飼い主指導
- ・咬傷事故対応
- ・関係機関との連携 など

(3)生活(環境)衛生業務

- ・旅館、公衆浴場、興行場施設の許可
- ・理容所、美容所、クリーニング所開設
- ・施設検査、指導 など

(4)動物愛護管理業務

- ・犬の収容
- ・動物の適正飼養に関する指導・啓発
- ・苦情・相談対応 など



いろいろな仕事
があります！



配属先での主な業務(3)

動物愛護センター:動物愛護管理業務

令和元年オープン

(1)動物愛護業務

- ・犬猫の譲渡
- ・負傷動物の収容
- ・動物愛護フェスティバル実行委員会の運営
- ・被災動物の救済 など

(2)動物管理業務

- ・犬の捕獲抑留
- ・犬猫の引取り
- ・収容動物の処分
- ・特定動物飼養施設や動物取扱業登録施設への立ち入り など

(3)普及啓発業務

- ・適正飼養・繁殖制限・終生飼養の啓発
- ・しつけ方教室の開催
- ・「命を大切にする心を育む教室」の開催
- ・飼い主のいない猫対策 など

(4)動物由来感染症対策

- ・狂犬病予防と危機管理 など



犬猫の譲渡



命を大切にする心を育む教室

配属先での主な業務(4)

食肉衛生検査所：と畜検査・食鳥検査業務等

(1)と畜(食肉)検査

(2)食鳥検査

(3)精密検査(病理、細菌、理化学検査)

(4)食肉及び食鳥肉等の衛生に関する調査研究

(5)と畜場、食鳥処理場の衛生管理指導

- ・衛生講習会の実施
- ・食鳥処理場の監視・指導 など



食肉衛生検査所



と畜検査



精密検査

食肉の安全を
守っているんだね。



食の安全を守る

食品衛生業務

獣医師は、公衆衛生学や微生物学などの専門知識を活かし、飲食店や食品販売、製造などの営業施設の許可業務やこれらの施設への監視指導、食品衛生に関する知識の普及啓発のための講習会などを行います。

また、県民から寄せられる食品衛生に関する相談への対応や、食中毒が起きたときの患者や施設の調査を速やかに行い、被害の拡大防止や、再発防止のための措置を講じます。

食の安全と県民の健康を守る上でとても重要な仕事です。



秋田の豊かな食材を安心して味わえるね♪

◆保健所では、食品衛生監視員として「食品衛生業務」を行います。

①食品営業施設の許認可

飲食物を提供するためには、事業主は関係法令に基づき、飲食店や製造業等の許可を取得する必要があります。

○相談業務：許可の業種ごとに定められた施設基準や、許可の取得のために必要な事項など、説明をしたり、平面図を確認をしながら助言を行います。

○許可調査：申請に基づき、施設に行ってその施設が基準に適合しているか、確認を行います。適合していれば、許可証を交付します。

②監視・指導

スーパーや飲食店、製造施設、給食施設など食品を取り扱っている施設に立ち入り、衛生管理の状態を確認します。また、営業者から相談を受けたり、必要に応じて情報提供や指導を行います。道の駅や直売所では、その地域の特性のある食品も多く扱っているため、管轄内の様々な施設に足を運び、把握に努めています。



スーパーでの監視指導

③食品衛生の講習会、研修

県では、「秋田県食品の安全・安心に関する条例」に基づき、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

その一環として、営業者や消費者等を対象とした食品衛生や食中毒防止に関する講習会や、食品製造者に対するハサップ管理の導入に向けた研修を実施します。

最近では、地域の食品衛生協会と協力して実施している小学生を対象とした手洗い教室が好評です。

職員自身も、各種研修への参加や、伝達講習によって、知識の習得に努めています。



小学校での手洗い教室

動物にやさしい秋田をめざして 動物愛護管理業務

県民に動物の愛護や生命を尊重する意識を広めるために、犬のしつけ方教室や命の教室、動物の飼い方に関する個別相談を実施しています。また、飼い主の不明な負傷動物について収容・治療を行ったり、やむを得ない場合に限り飼い主の方から犬・猫を引き取るとともに、最後まで責任を持って適正に飼うことができる希望者を対象に、犬・猫等を譲渡しています。

このほか、特定動物飼養施設や動物取扱業の許認可・立入指導といった仕事もあります。

動物に関する獣医師の専門知識やスキルがフル活用される業務です。



犬猫の命を守るために、いろんな仕事をしているんだよ

◆動物愛護センター(以下「センター」)では、動物愛護管理員として「動物愛護管理業務」を行います。

①犬猫の譲渡

県内各保健所やセンターに収容された犬・猫の譲渡を行っています。収容された犬猫の健康状態や譲渡適性を判断し、必要なケアをして譲渡希望者に譲り渡します。収容された犬や猫に可能な限り生きる機会を与えるとともに、新たな飼い主や県民に、適正に飼育することや最後まで責任を持って飼育すること、無計画に繁殖させないことの必要性を理解してもらうため、譲渡前に講習を実施しています。犬も猫も飼い主さんも楽しく、幸せになってほしい、そんな思いで、譲渡事業に取り組んでいます。



②動物愛護や適正飼養の普及啓発

人と動物が仲良く、快適に暮らす生活環境をつくるため、「命を大切に作る心を育む教室」を開催しています。県内各地の小中学校等から総合学習や体験学習などの依頼を受けて、直接、学校等に出向いて行います。

また、適正な飼育に関する意識の向上を図るため、県内の犬の飼い主を対象に、しつけ方教室を行っています。

センター職員自身も、収容犬の中からパートナー犬を育成し、しつけ方を勉強します。パートナー犬は、職員と一緒に教室に出向き、しつけのデモンストレーションをしたり、職員をサポートしてくれます。



③特定動物飼養施設の許認可・動物取扱業の登録

動物園、水族館、熊牧場などで危険な動物を飼うときは許可が必要です。また、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業を営業する場合、登録の手続きが必要となります。これらの許可や登録にあたって施設の検査を行うほか、動物園や熊牧場などに定期的な立入を行い、指導を実施しています。この業務は県内ではセンターだけで行っているため、県内各地の施設を全て管轄しています。

安全な食肉を流通させるために と畜検査・ 食鳥検査業務等

動物由来感染症の予防対策や食肉を介した人の健康被害を未然に防ぐため、と畜場法に基づき、1頭ごとにと畜検査を実施します。また、食品衛生法に基づき、と畜場等における冷蔵庫等の施設や食肉処理業等の営業施設を対象に監視・指導を行います。

このほか、食肉取扱い従事者や関係者の衛生意識を高めるために獣医師が講師となって講習会を実施したり、検査結果を生産者等に情報還元することで食肉の安全や生産性の向上に役立つなど、食肉衛生に関する様々な業務を行っています。

動物だけでなく人の健康も守ることが出来る獣医師ならではの仕事です。



お肉は一頭ずつ、
全て検査して
るんだね！

◆食肉衛生検査所では「と畜検査員」「食鳥検査員」として業務を行います。

①と畜検査

「と畜検査」とは、と畜場において食用にするために「とさつ」解体される牛・豚・馬・めん羊・山羊を、1頭ずつ検査することをいいます。県が管轄すると畜場では豚の検査が主で、獣医師である「と畜検査員」が、生体検査、解体前検査、解体後検査(頭部、内臓、枝肉検査)などを行い、病気などで食用に適さないものは不合格とし、検査に合格したものは、検査合格の印(検印)が押され、食用として出荷されます。



検印(合格の印)

②食鳥検査

食鳥処理場において、食用にするためにとさつされる家きん(鶏、あひる、七面鳥など)を検査することを「食鳥検査」といいます。食鳥処理業者が食鳥をとさつ、内臓摘出しようとするときは、食鳥検査を受ける必要があり、その検査を獣医師である「食鳥検査員」が行っています。秋田県特産の比内地鶏も、一羽ずつ検査して合格したものが出荷されています。



病理学検査

③精密検査

肉眼で病変や病気の判断が難しい場合は、検査室で精密検査を行います。

- ・病理学的検査:病変部位の採材を行い組織標本を作成して鑑定します。
- ・細菌検査:病原菌の有無を検査します。また、枝肉などの細菌汚染について調べ衛生的に取り扱われているか確認します。
- ・理化学検査:血液生化学的検査等を行います。また、抗菌性物質などが残留していないか検査します。



細菌検査



小学生を対象とした
体験学習の様子

◆将来の職業を考えている皆さんへのメッセージ

獣医師職(生活環境部)の“魅力”と“やりがい”

- ◆ 食肉衛生を始めとした食品衛生の確保、動物由来感染症の予防対策や動物愛護の推進には獣医師の様々な能力が存分に活かされ、公衆衛生分野で重要な役割を担っています。
- ◆ 大学で学んだ知識を活かすことができるのはもちろん、経験や業務を通じて更に幅広く、知識や技術を身につけることができます。
- ◆ 限られた人員で広範な業務をこなすことが求められますが、様々な職種の職員と共に仕事することができ、自分自身の視野や可能性も広がります。
- ◆ 新たに開所した動物愛護センターなどで、子供達や県民の方に、動物の習性や飼い方など正しい知識と病気の予防の大切さをもっと、もっと伝えていくことが、公衆衛生に携わる獣医師の使命であり、獣医師として輝ける分野です。



「動物にやさしい秋田」の実現を目指して一緒に働きましょう！！